

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 18 日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦

1 工事の概要

(1) 工事名 八頭消防署若桜出張所旧庁舎解体・外構工事

(2) 工事場所 八頭郡若桜町若桜地内

(3) 工事内容

本件工事は、災害時における消防救急活動の拠点施設として、旧庁舎の解体及び跡地の外構を整備するものである。

(4) 工事の概要、構造、規模等

ア 解体対象となる建築物

用途 消防署

構造 鉄骨造

規模 階数 地上 1 階、延べ面積 271.54 m²

イ 外構

駐車場整備、外灯設備ほか

(5) 工期 本契約の締結の日から令和 9 年 2 月 10 日まで

(6) 予定価格 金 45,027,000 円（消費税及び地方消費税を除いた額）

2 入札参加資格確認申請書の提出ができる者

入札参加資格確認申請書（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町又は八頭町（以下「東部地区」という。）のいずれかに本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第二号に規定する特定建設業の許可（建築一式工事）の許可を受けている者であること。

(4) 技術資料等の提出時において、鳥取県又は東部地区のいずれかの建設工事に係る競争入札参加資格の建築一式（解体）の入札参加資格を有する者であること。

(5) この公告の日から本件入札の日までのいずれの日においても、鳥取県東部広域行政管理組合入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 25 年 5 月 1 日制定）の規定に基づく指名停止又は東部地区のいずれにおいても指名停止を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、4 の (2) のアの技術資料等の提出期間の最終日までに改めて入札資格を付与されていること。

- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

3 設計業務等の受託者等

- (1) 2 の (7) の「本件工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社桂設計事務所

鳥取市立川町二丁目 325

代表取締役 水野治郎

- (2) 2 の (7) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者」とは、次のいずれかに該当するものである。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている法人

イ 法人の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該法人

4 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、鳥取県東部広域行政管理組合公式ウェブサイトに掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和 8 年 6 月 18 日から同年 6 月 29 日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

鳥取市吉成 640-1

鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課（消防局 2 階）

ウ 鳥取県東部広域行政管理組合公式ウェブサイトのアドレス

<https://www.east.tottori.tottori.jp/>

- (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間、時間及び場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

1 部持参すること。

- (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 設計図書を示す場所及び期間

本件工事に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧場所 鳥取市吉成 640-1
鳥取県東部広域行政管理組合消防局展示ホール（消防局 2 階）
- (2) 閲覧期間 令和 8 年 6 月 18 日 から 同年 7 月 9 日 までの日（休日等を除く）
- (3) 閲覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6 設計図書に関する質問及び回答

- (1) 設計図書に対する質問は、令和 8 年 7 月 9 日 までに鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課に書面で行わなければならない。
- (2) 前号の質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 10 日 までに書面で、入札参加資格があると認められた者に対し、鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課から通知する。

7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
令和 8 年 7 月 17 日 午前 10 時
- (2) 入札及び開札の場所
鳥取市吉成 640-1
鳥取県東部広域行政管理組合 消防局 3 階講堂
- (3) 開札方法 入札終了後直ちに入札場所で行う。
- (4) 工事費内訳書
入札参加者は、本件工事の本工事費内訳書を入室時に提出しなければならない。提出しない場合は、この入札に参加することができない。
工事費内訳書の様式は自由とするが、数量、金額、単価等の積算根拠を明らかにするものとし、契約受任者の印を押印しなければならない。工事費内訳書の金額は、入札書の金額と同額（入札書の記載金額は、端数処理可）とする。契約受任者の押印のない工事費内訳書及び入札書の金額と同額（入札書の記載金額は、端数処理可）ではない工事費内訳書は無効扱いとなり、入札に参加することはできない。
- (5) 入札保証金
この入札の保証金は免除とする。
- (6) 最低制限価格
この入札は、鳥取市建設工事最低制限価格運用要領を準用し、最低制限価格制度を適用する。当該価格より低い入札を行った者は失格とする。
- (7) 入札を行わない場合
指名する者又は入札に参加するものが 2 者に満たない場合、入札は執行しない。

8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課（電話 0857-23-2434）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (5) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (6) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。